

手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例（仮称）の制定について

1 条例制定の趣旨

平成 28 年 4 月 1 日の愛知県障害者差別解消推進条例の全面施行に伴い、障害の有無に関わらず、相互理解を得るために、手話などによる意思疎通の必要性が高まっていること。加えて、本県は、南海トラフを震源域とする大規模地震による被災が懸念されており、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時において、特に聴覚や視覚障害のある方への情報提供が課題となっている。

こうしたことから、言語である手話を始めとして、点字や要約筆記等の意思疎通手段の一層の普及を図るため、条例整備を図ろうとするもの。

2 背景

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、愛知県障害者差別解消推進条例の施行

- 合理的配慮の提供にあたり、建設的対話による相互理解を進めるため、手話の他、点字、要約筆記等による意思疎通の必要性の高まり
- 手話通訳、要約筆記等の意思疎通支援に対する関心の高まり

(2) 東日本大震災を踏まえた大規模地震被災時の意思疎通に関する課題

(災害時の障害者避難等に関する研究：全国社会福祉協議会)

- 避難所における生活等の場面で必要な配慮がなされなかった
 - ・ 医療関係者の派遣時のコミュニケーション手段の確保
- 災害情報、避難情報、支援情報がきちんと伝わらなかった(共有できなかった)
 - ・ 多様な情報伝達手段の活用と周知拡大の実施
 - ・ 双方向性の確保を原則とした情報提供の実施
 - ・ 避難所への手話通訳者、要約筆記者、ろうあ者相談員、ガイドヘルパーの配置

(3) 手話言語法制定を求める意見書の採択

- ・ 本県議会での平成 26 年 3 月の意見書採択を始め、平成 28 年 3 月までに全国全ての自治体 1,788 団体において意見書が採択

3 他自治体における条例制定状況(平成 28 年 3 月末時点)

(1) 手話言語条例

- ・ 都道府県 6 県
鳥取県、神奈川県、群馬県、長野県、埼玉県、沖縄県
- ・ 市町村 41 市町(愛知県内なし)

(2) 手話の他要約筆記、点字等に対象を広げた条例(再掲) 3 市

- ・ 兵庫県明石市(平成 27 年 3 月)
「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」

- ・ 千葉県習志野市(平成 27 年 12 月)
「習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例」
- ・ 兵庫県小野市(平成 28 年 3 月)
「小野市手話、要約筆記、点字等意思疎通手段利用促進条例」

4 条例の基本的考え方

- ・ 言語である手話及び意思疎通のための手段の普及について、基本理念を定め、県、県民及び事業者の役割を明らかにすること。
- ・ 手話及び意思疎通のための手段の普及に関する施策の基本となる事項を定め、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること。

5 条例の位置づけ

- ・ 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 3 条第 3 項の趣旨及び、同法第 22 条第 1 項の規定を踏まえ、手話その他の意思疎通のための手段の普及に関する県の理念を示し、施策の大枠を定めるものとする。

6 対象とする意思疎通のための手段(案)

- ・ 手話
- ・ 要約筆記等の文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、平易な表現、音訳、代筆、代読、その他意思疎通の支援を図るための用具(重度障害者用意思伝達装置など)

7 条例構成項目(案)

- ① 前文(背景、手話に対する認識)
- ② 目的
- ③ 定義
- ④ 基本理念
- ⑤ 県の責務
- ⑥ 市町村との連携
- ⑦ 県民・事業者の役割
- ⑧ 手話その他の意思疎通のための手段の普及
(学ぶ機会の確保、支援者の養成等)

